



つなぐ



袋井特別支援学校
支援連携課便り ⑨
令和5年2月20日

本校の児童生徒が卒業後に利用できるサービスの概要の2回目です。今回は、障害者総合支援法のサービスのうち、相談支援給付と地域生活支援事業についてです。

法律	分類	サービス名	サービス内容
障害者総合支援法	相談支援給付 	計画相談支援	<サービス利用支援> 「サービス等利用計画」を作成し、障害者の自立した生活のための適切なサービス利用に向けての、ケアマネジメントによる支援
			<継続サービス利用支援> 作成した「サービス等利用計画」の利用状況の検証（モニタリング）や、「サービス等利用計画」の変更および関係者との連絡調整
	地域生活支援事業 （自治体ごとに特色のある事業） 	相談支援	障害者や家族の生活上の課題解決のための相談や情報提供
		日中一時支援	日中活動の場を確保し障害者の家族の就労や一時的な休息確保のための支援
		移動支援	屋外移動の外出支援
		日常生活用具給付	身体障害者が日常生活に必要な用具の交付と修理
訪問入浴サービス	移動入浴車の訪問による、健康チェックや入浴介助		

*地域生活支援事業は自治体ごとに支給するサービスが異なります。サービスの詳細は各自治体障害福祉課窓口で確認できます。

次回：各自治体等から発行されている障害福祉や社会資源のしおりなどの情報について

